

(別紙1) 評価項目及び評価の視点

① 事件処理能力

○ 法的判断能力(裁判手続における判断者としての資質・能力)

・ 具体的事件の各手続段階において, 適正, 迅速, 公正妥当に判断を形成し得る資質・能力

・ 文章式で評価する際の視点(考慮要素)としては, 法的知識の正確性・充分性, 法的問題についての理解力・分析力・整理力・応用力, 事実整理(争点整理)能力, 証拠を適切に評価する能力, 法的判断を適切に表現する能力, 合理的な期間内に調査等を遂げて判断を形成する能力等 が挙げられる。

○ 手続運営能力(裁判手続の主宰者としての手続運営能力)

・ 上記判断に基づいて手続を適切に運営する能力

・ 文章式で評価する際の視点(考慮要素)としては, 法廷等における弁論等の指揮能力, 当事者との意思疎通能力, 和解等における説得能力, 合理的な期間内に手続を進行させる能力, 担当事件全般を円滑に進行させる能力等が挙げられる。

② 組織運営能力

・ 職員に対する指導, 部の運営その他について, 事件処理及び司法行政の両面において必要とされる資質・能力

・ 文章式で評価する際の視点(考慮要素)としては, 評価対象者の職務内容等に応じて, 部の運営等司法行政面での創意・工夫, 職員に対する指導能力, 職員・裁判官等への対応の適否等が挙げられる。

③ 一般的資質・能力

・ 職務との関連で求められる裁判官としての一般的資質・能力

・ 文章式で評価する際の視点(考慮要素)としては, 裁判官に求められる識見に関し, 幅広い教養に支えられた視野の広さ, 人間性に対する洞察力, 社会事象に対する理解力等が, 人物・性格面に関し, 廉直さ, 公平さ, 寛容さ, 勤勉さ, 忍耐力, 自制心, 決断力, 慎重さ, 注意深さ, 思考の柔軟性, 独立の気概, 精神的勇氣, 責任感, 協調性, 積極性等が挙げられる。

④ その他

評価項目自体ではないが, 健康面で特記すべき事柄があれば, それを記載するほか, 評価に当たって参考となる事項等を記載する。